

決済用普通預金規定

(2026 年 8 月 3 日現在)



1. 取扱店の範囲

この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 証券類等の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の出来るもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要あるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記第 12 条第 2 項の各号、第 3 項の各号、および第 4 項のいずれかに該当する場合、受入をお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前 2 項の払戻しの手続に関して、当行は、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当行所定の手続をしてください。
- (5) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払かは当行の任意とします。

6. 利息

この預金にはお利息は付けません。

7. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳を失った場合の再発行もしくは預金口座の解約、または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

8. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. 盗難通帳による払戻し等 本条は個人預金者に限定します

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. 譲渡・質入れの禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または、第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第 12 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 解約等

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。

② この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第 12 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。

⑤ 後記第 12 条の 2 第 1 項から第 4 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合。

⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成

員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(4) この預金が当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12の2. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前記第 1 項から第 4 項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

1 3. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達するべきときに到達したものとみなします。

1 4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法に定める保険事故が発生した場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 5. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前 4 項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 6. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- (3) 預金者等からこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金

等活用法第3条1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっている場合に限ります。）

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、および預金通帳の記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。

(5) 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握することができる場合に限ります。）

17. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) この預金について 休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条2項定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合、または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日、または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち何れか遅い日までに通知が預金者の意志に依らないで返送された時を除きます。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

②初回の満期日後に次にあげる事由が生じた場合（当該事由が生じた期間の満期日）

A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

B. その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

C. 預金者等からこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金等活用法第3条1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっている場合に限ります。）

(A) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(B) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

D. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、および預金通帳の記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。

E. 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握することができる場合に限ります。）

F. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該預金が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く）に限ります。

18. 複数の預金を組み合わせた商品の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第17条第2項において定める事由をいう。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱いま

す。

19. 休眠預金代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金代替金の一部が支払われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることとして預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

20. 未利用口座管理手数料

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。未利用口座となった預金口座はご利用できません。
- (3) 当行は未利用口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。

21. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

未利用口座管理手数料の取扱について

1. 未利用口座となる口座

最後のお預け入れまたは払戻しまたは通帳記帳から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しまたは通帳記帳が無い決済用普通預金口座（決済用総合口座を含みます。）を未利用口座としてお取扱いします。

2. 未利用口座管理手数料について

未利用口座管理手数料は、年間 1,200 円（消費税別途）とします。ただし、事前のご案内を差し上げる時点で、次に該当する場合は未利用口座の対象外です。（手数料は必要ございません）

- (1) 口座の残高が 1 万円以上である場合。
- (2) 同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金、定期積金、積立定期預金、譲渡性預金、債券、投資信託、外貨預金）が 1 円以上ある場合。
- (3) お借入れがある場合。

ご参考（未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて）

- (1) 未利用口座の対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前に文書等にて、お届けのご住所にご案内を差し上げます。
- (2) ご案内にて指定する一定期間(約 3 ヶ月)以内にご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しては、未利用口座管理手数料の引落しをさせていただきます。なお、引落としは、毎年、当行所定の時期に行います。

※送付した「ご案内」が延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします

※未利用口座の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします